

矢巾町子育て応援認可外保育施設利用料無償化事業給付金 F A Q

令和6年10月時点

N o	事項	問	答
1	給付対象者	給付金の対象となる認可外保育施設とはどのような施設ですか。	認可外保育施設とは、保育を目的とする施設で、都道府県知事が認可している保育施設以外の施設の総称です。 認可外保育施設には、一般認可外保育施設、事業所内保育施設、企業主導型保育施設、居宅訪問型保育事業等の施設があります。
2	給付対象者	子どもが保育園に入所していますが、給付金の対象となりますか。	入所する施設が認可外保育施設であれば、本給付金の対象となります。 教育認定（1号）や保育認定（2・3号）を受けて入所する保育所、認定こども園、地域型保育事業（家庭的保育事業、小規模保育施設、事業所内保育事業）といった施設は認可保育施設となりますので、本給付金の対象外となります。
3	給付対象者	町外の認可外保育施設を利用している子どもでも、給付金の対象になりますか。	矢巾町に住所を有する保護者であれば、町外の認可外保育施設に入所していても本給付金の対象になります。
4	給付対象者	第1子の年齢や世帯の所得制限等がありますか？	世帯の子どものうち、保護者に監護されて生計を一にする子どもであれば、最年長者を第1子としてカウントし、第2子以降は給付金の対象となります。 世帯の所得制限や、第1子となるきょうだいの年齢による制限はありません。
5	給付対象者	企業主導型保育施設を利用しており、利用料が無料ですが、本給付金の給付を受けることはできますか。	認可外保育施設を利用する子どもに係る保護者が支払うべき利用料がある場合は、給付金の対象となります。 施設を無償で利用している場合は、本給付金の対象外となります。
6	給付対象者	住民税非課税世帯ですが、本給付金を申請することはできますか。	住民税非課税世帯の0歳児から2歳児クラスの子どものについては、国無償化（幼児教育・保育の無償化）の対象となりますので、本給付金を申請することはできません。 施設等利用給付支給認定申請を行ってください。
7	対象となる保育料	認可外の保育施設に支払った利用料は、全て給付金の対象となりますか。	給付金の対象となる利用料は、教材費、行事への参加費、給食費、通園送迎費、その他保護者が負担することが適当と認められる費用を除いた額となります。
8	給付金額	月途中から施設の利用を開始した場合、その月の給付金額はどのように計算しますか。	その月の給付金の上限額は日割り計算により算定します。 【計算式】42,000円（1月当たり上限額）×利用開始日からその月の末日までの日数÷その月の日数＝給付金額（1円未満切り捨て）

9	給付金額	月途中で転入し、転入後も施設を継続利用している場合、その月の給付金額はどのように計算しますか。	その月の給付金の上限額は、原則として日割り計算により算定します。なお、転入前の市町村において、日割り計算によらず当該月の利用料相当額の給付を受けている場合は、重複して給付することはできません。 【計算式】42,000 円（1 月当たり上限額）× 転入日からその月の末日までの日数 ÷ その月の日数 = 給付金額（1 円未満切り捨て）
10	給付金額	月途中で転出した場合、その月の給付金額はどのように計算しますか。	その月の給付金の上限額は、原則として日割り計算により算定します。なお、転出後も施設を継続利用している場合、転出先の市町村において同様の事業により給付を受けられる場合がありますので、転出先の市町村にご確認ください。 【計算式】42,000 円（1 月当たり上限額）× その月の転出日までの日数 ÷ その月の日数 = 給付金額（1 円未満切り捨て）
11	給付金額	利用している認可外保育施設では、利用料が月額ではありません。 その場合、給付金額はどのように計算しますか。	本給付金では、保護者が認可外保育施設に支払った 1 月の利用料相当額（1 月当たり 42,000 円上限）を給付します。 利用料の設定が月単位を超える（四半期、前期・後期など）場合は、当該利用料を月数で除して、利用料の月額相当分を算出して計算します。
12	申請方法	申請者は父母どちらでも良いですか。	申請者及び振込先口座の名義人は、原則として利用料を支払った保護者本人（領収証に記載のある保護者）としてください。
13	申請方法	保育の必要性を証明する書類は、申請するごとに提出が必要ですか。	給付金の初回申請時及び毎年度の最初の申請時は、必ず提出が必要です。 同一年度の 2 回目以降の申請で、前回申請時から保育の必要性の事由に変更が無い場合は、提出を省略することができます。
14	申請方法	申請期限までに、就労証明書等の保育の必要性を証明する書類の提出が間に合わない場合、どのようにすればよいですか。	申請期限までに申請書を提出し、就労証明書等の保育の必要性を証明する書類については、準備が整い次第速やかに提出してください。 なお、必要な提出書類が揃ってから給付決定となりますので、計画的に申請書類のご準備をお願いします。
15	申請方法	保育の必要性の事由が変わったときは、どのように申請すればよいですか。	変更があったときは、次回の給付金申請時に、変更後の保育の必要性を証明する書類の提出をお願いします。
16	申請方法	きょうだいで認可保育施設に入っている子どもがいる場合、保育の必要性を証明する書類を提出する必要はありますか。	きょうだいで認可保育施設に入っている子どもがいる場合は、入所申込時や毎年の教育・保育給付現況届の提出により、保育の必要性の事由を確認していますので、変更が無い場合は提出を省略することができます。

17	申請方法	施設から発行された領収証を紛失してしまった場合、どのようにすればよいですか。	保護者が支払った利用料を確認するため、領収証は必ず提出が必要です。 利用する施設に領収証の再発行を依頼するか、領収証（矢巾町様式）の作成を施設に依頼し、施設が作成したものを提出してください。
----	------	--	---